

公募型プロポーザル発注方式の実施に係る公募要領について

本要領は、薩摩國雇用創造協議会（以下「協議会」という）が発注する公募型プロポーザル発注方式に係る公募要領です。参加希望者は、以下の内容を確認のうえ、参加ください。

1 発注業務の概要等

- | | |
|---------------|--|
| (1) 業 務 名 | 薩摩國合同企業説明会運營業務 |
| (2) 業 務 場 所 | 薩摩川内市 サンアリーナせんだい |
| (3) 業務委託上限額 | 3,465,000円（消費税及び地方消費税分を含む） |
| (4) 履 行 期 間 | 契約の日から令和7年3月14日（金）まで
ただし、開催日は、令和7年2月5日（水）とする |
| (5) 業 務 内 容 等 | 別紙仕様書のとおり |
| (6) 業 務 内 容 | 阿久根市、薩摩川内市、さつま町（以下、「3市町」という。）
内の求人事業者等と求職者等を結びつけるために薩摩國合同企業説明会を開催し、求職者等の3市町内求人事業者等への就職促進を図ることを目的とする |

2 参加資格

公募型プロポーザル発注方式に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募の日から契約の日までの間に、阿久根市物品購入等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成29年告示第39号）、薩摩川内市物品等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成16年訓令第37号）及びさつま町物品購入等有資格業者の指名停止に関する要領（平成28年告示第53号）（以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 指名停止要綱に基づく文書警告を受けている場合、申請日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、申請日から契約締結の日までに措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。

(5) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。以下同じ）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人等

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人等

オ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している法人等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする法人等

(6) 参加する者の所在する自治体において、国・都道府県、市町村税の滞納がないこと。

(7) 委託候補者として選定された場合、委託期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあること。

(8) その他関係法令・規則等に違反していないこと。

3 応募方法

(1) 提出期限

令和6年9月24日（火）午後5時まで

（土日祝日を除く薩摩川内市役所本庁舎開庁日）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

なお、持参の場合は、事前に電話連絡の上、来庁すること。

(3) 提出書類

様式については、「薩摩国雇用創造協議会ホームページ」

(<https://satsumanokuni-koyou.jp/index.php/event/proposal-briefing-session>)

より、ダウンロードしてください。

ア 公募型プロポーザル発注方式参加申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 企画提案書（様式は任意ですが、次の内容は必ず盛り込んでください）

1	業務実施体制	提案におけるセールスポイント 本業務に従事可能なスタッフの構成、人数及び 連絡体制を記載
2	求職者等の募集	効果的な周知方法（広報先・媒体・数量等） 魅力的なチラシやポスターの制作及び配布 伝わる企業情報冊子の製作 参加を促すための運営方法の工夫 参加者数の目標値
3	実施	実施形式（会場設営（イメージ図を含む）・撤収方 法・スケジュール等）
4	事業者への支援	ブース訪問者を増やすための支援内容 採用力向上のための支援内容
5	求職者等への支援	広い視野で事業所を選択するための支援 就職決定に向けた就職活動の支援
6	全般	事業目的への効果を期待できる内容

※ 統括業務責任者、業務種別ごとの実施責任者及び実務担当者等の実施体制
（安全管理体制を含む）

※ 業務工程表

※ これまでの類似業務実績（求職者・学生を対象とした合同企業説明会）

エ 事業所概要（様式第3号）

オ 国及び応募者の所在する都道府県、市町村の滞納のない証明書

※申請日前3カ月以内に発行されたもの（写し可）

カ 見積書（様式任意）

(4) 提出部数

各様式 1部

(5) 提出場所

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

薩摩国雇用創造協議会（事務局：薩摩川内市産業人材確保・移住定住戦略室内）

担当：岩倉

TEL：0996-23-5232 FAX：0996-23-5233

4 応募の無効に関する事項

「2 参加資格」の条件を全て満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、参加の対象とされません。

(1) 提出された「業務見積書」の金額が「業務委託上限額」を超過しているとき

- (2) 不正又は不誠実な行為があるとき
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき
- (4) 安全管理の状況が協議会発注の業務の受注者（以下「受注者」という）として不適當であると認められるとき
- (5) 労働福祉の状況が受注者として不適當であると認められるとき
- (6) その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、受注者として不適當であると認められるとき

5 応募条件等

- (1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 応募した申請書、企画提案書等は返却しません。
- (3) 提出期限以降の申請書、企画提案書等の差替え及び再提出は認めません。
- (4) 本業務は、薩摩国雇用創造協議会が厚生労働省「地域雇用活性化推進事業」を受託して実施するもので、事業者の選定後、鹿児島労働局からの再委託の承認が下りない場合は契約ができませんのでご了承ください。

6 質問について

本要領及び使用書等に不明な点がある場合は、質問票（様式第4号）を提出すること。

- (1) 提出期限
令和6年9月17日（火）午後5時まで
（土日祝日を除く薩摩川内市役所本庁舎開庁日）
- (2) 提出方法
ファックス又は電子メールで提出すること。
なお、電話・口頭及び期限後の質問は一切受け付けません。
FAX：0996-23-5233
E-mail：info@satsumanokuni-koyou.jp
- (3) 回答方法
期限内にあった質問への回答については、随時、ホームページ上に掲載いたします。

7 提案書の審査及び審査結果の通知

- (1) 審査
提出された企画提案書等の内容について書類審査により総合的に判断・評価して選定事業者を決定します。
- (2) 選定基準
次の項目により審査する。なお、審査基準の配点等による質問は受け付けない。
（次ページへ続く）

審査項目	審査指標	審査基準
実施体制	業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。
	スケジュール	・業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。
	業務実績	・本業務と類似の業務の実績があるか。
提案内容	デザイン性 独自性	・デザイン性に優れており、分かりやすいチラシとなっているか。 ・目を引く魅力表現等に独自性があるか。
	効果的	・効果を得られるような広告方法を選択し、利便性を有したものとなっているか。 ・参加を促すための工夫に効果が見込めるか。
	安全性	・会場の設営・撤収等に迅速かつ安全を確保し、業務を適切に遂行することができるか。 ・個人情報の適切な管理・運営を行う業務体制は、整っているか。
経済性	見積額	見積内容は適当であるか。

(3) 審査結果の通知

審査終了後、すべての参加者に対し審査結果の通知を行います。なお、公表は選定された事業者のみとします。